

平成24年11月2日改訂

「牛海绵状脳症（BSE）対策の見直しに係る 食品健康影響評価」に関するQ&A

問一覧

問1 今回の評価書に至る経緯と概要は？

問2 どのように安全性を判断したのですか？

問3 諸外国の検査体制は大丈夫なのですか？

米国は、と畜頭数に比べ検査頭数が少ないと聞きますが、大丈夫なのですか？

問4 日本の全頭検査は不要なのですか？

問5 非定型BSEとは？ 非定型BSEのリスクについてはどう判断したのですか？

問6 過去には、日本で30か月齢未満の若齢で確認されたBSE検査陽性牛がいますが、それについてはどう判断したのですか？

問1 今回の評価書に至る経緯と概要は？

答)

- 1 今回の評価書は、以下に掲げる平成23年12月の厚生労働省からの諮問内容のうち、(1)及び(2)の部分について、先行して検討を行ったものです。

(略)

具体的に意見を求める内容は、以下のとおりである。

(1) 国内措置

ア 検査対象月齢

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

イ SRM^{*}の範囲

頭部（扁桃を除く。）、せき髑及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

(2) 国境措置（米国、カナダ、フランス及びオランダ）

ア 月齢制限

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

イ SRM^{*}の範囲

頭部（扁桃を除く。）、せき髑及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

※ フランスとオランダについては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

(3) 上記(1)及び(2)を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値（上記(1)ア及び(2)アを引き上げた場合のリスクを評価。

※ SRM（特定危険部位）…BSE の病原体と考えられている異常プリオンたん白質が蓄積することから、流通経路から排除すべきとされる牛体内の部位のこと。

- 2 平成24年1月の第67回プリオントン専門調査会において検討を開始し、同年9月5日の第74回同専門調査会まで、最新の科学的知見に基づき8回の審議を重ね、評価書(案)が同年9月10日の第446回食品安全委員会へ報告されました。

- 3 その後、上記の評価書(案)について、平成24年9月11日から同年10月10までの間、国民の皆様から御意見・情報の募集を行いました。ここで寄せられた御意見・情報を踏まえ、同年10月12日の第75回プリオントン専門調査会において審議が行われた後、同年10月22日の第450回食品安全委員会へ報告、決定され、同日諮問元である厚生労働省へ評価結果が通知されました。

4 その評価結果の概要は、以下のとおりです。

現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提とし、牛群のBSE感染状況及び感染リスク並びにBSE感染における牛と人の種間バリアの存在を踏まえると、評価対象の日本及び他の4か国に関しては、諮問対象月齢である30か月齢以下の牛由来の牛肉及び牛内臓（扁桃及び回腸遠位部以外）の摂取に由来するBSEプリオンによる人での変異型クロイツフェルトヤコブ病（vCJD）発症は考え難い。

したがって、以上の知見を総合的に考慮すると、諮問内容のうち(1)の国内措置及び(2)国境措置に関する結論は、以下のとおりとなる。

(1) 国内措置

ア 検査対象月齢

検査対象月齢に係る規制閾値が「20か月齢」の場合と「30か月齢」の場合のリスクの差は、あつたとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

イ SRMの範囲

頭部（扁桃を除く。）、せき髄及びせき柱について、SRMの範囲が「全月齢」の場合と「30か月齢超」の場合のリスクの差は、あつたとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

(2) 国境措置

ア 月齢制限

米国、カナダ、フランス及びオランダに係る国境措置に関し、月齢制限の規制閾値が「20か月齢」（フランス及びオランダについては「輸入禁止」）の場合と「30か月齢」の場合のリスクの差は、あつたとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

イ SRMの範囲

米国、カナダ、フランス及びオランダに係る国境措置に関し、頭部（扁桃を除く。）、せき髄及びせき柱について、SRMの範囲が「全月齢」（フランス及びオランダについては「輸入禁止」）の場合と「30か月齢超」の場合のリスクの差は、あつたとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

5 なお、上記1の厚生労働省からの諮問内容のうち「(3)」（30か月齢超からさらに月齢を引き上げた場合のリスク評価）については、引き続き、審議を進めていくこととしています。

問2 どのように安全性を判断したのですか？

答)

1 今回の評価では、現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提とし、現状のBSE感染状況や感染リスク、牛と人の種間バリアの存在を踏まえれば、評価対象の5か国（30か月齢以下の牛由来（牛肉・牛内臓（扁桃・回腸遠位部以外）の摂取由来）のvCJDの発症は考え難いとされています。

2 具体的に、評価対象国に関する状況は、以下のとおりです。

(1) 飼料規制（牛などの反すう動物に対する肉骨粉の使用禁止等の措置）は、BSE感染牛の発生を防ぎ、結果として牛から人へのvCJDの感染リスクを低減するために重要な対策だが、こうした飼料規制は、評価対象の5か国で1997年までに導入され、その後、段階的に強化されてきており、交差汚染防止対策まで含めた飼料規制の強化が行われてから、35か月（2012年9月現在）以上が経過している。

また、いずれの国においても、SRMの除去等の食肉処理工程におけるリスク低減措置がとられている。

(2) また、BSE感染状況をみても、各国において飼料規制の強化の後に生まれたBSE感染牛は、飼料規制強化後そう遠くない時期に生まれたごく僅かな牛を除き確認されておらず、これまでの8年間（2004年9月以降）に生まれた牛にはBSEの発生は確認されていない。

(3) 感染リスクに関しては、上記のような飼料規制等のリスク低減措置がとられているもとでは、仮にBSEプリオノンによる汚染飼料を牛が摂取するような状況があったとしても、牛におけるBSEプリオノン摂取量は、感染実験における英国BSE感染牛脳組織1g相当以下と想定される。BSE感染牛の脳幹1gを経口投与された牛の感染実験においては、投与後44か月目以降に臨床症状が認められて中枢神経組織中に異常プリオノンたん白質が検出されたが、投与後42か月目（46か月齢相当以上）まで脳に異常プリオノンたん白質が検出されていない。

(4) さらに、人のBSEプリオノンへの感受性について、感染実験結果から、牛と人との間に種間バリアが存在することにより、牛に比べて人は感受性が低いとされた。

(5) 非定型BSEについては、今までに、日本の23か月齢の牛で確認された1例を除き、大部分は8歳を超える牛で発生している（確認時の年齢の幅は6.3歳～18歳）。また、23か月齢で確認された非定型BSE陽性牛の延髄における異常プリオノンたん白質の蓄積量は、BSEプリオノンに対する感受性が高い牛プリオノンたん白質を過剰発現するトランスジェニックマウスにも伝達できない非常に低いレベルであった。このような状況を踏まえ、非定型BSEに関しては、高齢の牛以外の牛におけるリスクは、あったとしても無視できると判断した。

3 こうした知見を総合的に考慮した結果、問1の4（評価結果の概要）のとおりとされたものです。

問3 諸外国の検査体制は大丈夫なのですか？

米国は、と畜頭数に比べ検査頭数が少ないと聞きますが、大丈夫なのですか？

答)

- 1 評価対象国については、いずれも、10万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能な検査体制（国際獣疫事務局（OIE）が示す「管理されたリスクの国」に要求される水準）と同等、又はそれより厳しい基準による検査体制がとられています。
- 2 なお、米国が、と畜頭数に比べ検査頭数が相対的に少ないので、高リスク牛に重点を置いた検査体制をとっているためですが、OIEも、死亡牛等の高リスク牛はBSE発生頻度が高いことから、高リスク牛の検査に重点を置いています。

問4 日本の全頭検査は不要なのですか？

答)

- 1 食品安全委員会では、既に平成17年のBSEの評価において、BSE対策等の管理措置の状況から、全頭検査をする場合と21か月齢以上を検査する場合のリスクの差は、非常に低いレベルの増加にとどまるとして判断しました。
また、この評価結果を受けて、厚生労働省は、既に、20か月齢以下の検査を不要としています。
- 2 さらに、今回の評価においては、日本国内の検査対象月齢について、規制月齢を20か月齢から30か月齢とした場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できるとしています。
- 3 引き続きBSEの発生状況の確認は必要ではありますが、このように、既に20か月齢以下の検査は不要とされているにもかかわらず、地方自治体において、消費者の不安を重く受け止めて全頭検査を実施し続けているのだとすれば、当委員会としても、引き続き、広く国民に対して科学的な情報を十分に提供する努力が必要と考えています。

問5 非定型BSEとは？ 非定型BSEのリスクについてはどう判断したのですか？

答)

- 1 非定型BSEについてはヒトへの感染の可能性がL-BSE^{*}プリオンを用いたサルでの動物実験から示唆されているものの、非定型BSEの発生が多くみられているフランスでも、発生頻度は、30か月齢以上の牛100万頭当たり、H-BSE^{*}は0.41頭、L-BSE^{*}は0.35頭と非常に稀です。

※H-BSE・L-BSE／いずれも非定型BSEのひとつ。

- 2 また、非定型BSEはほとんど8歳超の高齢牛であり、日本で確認された23か月齢の1事例を除けば、6.3歳～18歳で確認されていることから、高齢の牛で稀に発生するものと考えられたものです。

なお、日本の23か月齢の事例については、異常プリオンたん白質の蓄積量も、定型BSEの1/1,000とごく僅かであり、さらに、人よりも遙かにBSE感受性の高い牛型遺伝子改変マウスへの脳内接種でも、感染性が認められておりません。

- 3 こうした知見から、高齢の牛以外の牛の非定型BSEのリスクは、あったとしても無視できるとされました。

問6 過去には、日本で30か月齢未満の若齢で確認されたBSE検査陽性牛がいますが、それについてはどう判断したのですか？

答)

- 1 日本では、2001年以降これまでに約1,370万頭のBSE検査が行われ、その中で、21か月齢と23か月齢の牛で2頭の若齢のBSE検査陽性牛が認められました。

- 2 しかしながら、これらの若齢のBSE検査陽性牛2頭は、異常プリオンたん白質の蓄積量も、定型BSEの1/1,000とごく僅かであり、さらに、人よりも遙かにBSE感受性の高い牛型遺伝子改変マウスへの脳内接種でも、感染性が認められませんでした。

- 3 こうした知見から、若齢のBSE検査陽性牛2頭に関しては、人への感染性は無視できるとされたものです。